6　第二項の規定は、確定申告書等（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）に同項の規定による控除の対象となる高度省エネルギー増進設備等の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額の計算の基礎となる高度省エネルギー増進設備等の取得価額は、確定申告書等に添付された書類に記載された高度省エネルギー増進設備等の取得価額を限度とする。

7　前条第十二項及び第十三項の規定は、第二項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第十二項中「第一項、第三項、第六項及び第七項」とあるのは、「次条第二項」と読み替えるものとする。

8　第三項から前項までに定めるもののほか、第一項又は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

10　第四十二条の六第五項中「、前条第五項」を削り、同条第十項を次のように改める。

第四十二条の四第十二項及び第十三項の規定は、第二項又は第三項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第十二項中「第一項、第三項、第六項及び第七項」とあるのは、「第四十二条の六第二項及び第三項」と読み替えるものとする。

第四十二条の六第十一項中「法人税法及び地方法人税法」を「法人税法第六十七条」に、「法人税法第六十七条第一項」を「同条第一項」に、「連結納税の承認を取り消された場合の法人税額」を「中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除」に改め、「ほか、同法第二編第一章第三節の規定による申告又は還付の特例その他同法及び地方法人税法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める」を削り、同条第十二項中「第十項」を「前項」に改め、「ほか、」の下に「第五項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章第三節の規定による申告又は還付の特例その他同法及び地方法人税法の規定の適用に関する事項その他」を加え、同項を同条第十三項とし、同条第十一項の次に次の一項を加える。

12　第五項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章（第二節を除く。）の規定の適用については、同法第七十四条第一項第二号に掲げる金額は、同項第一号に掲げる所得の金額につき同節の規定及び第五項の規定を適用して計算した法人税の額とする。

第四十二条の九第四項中「、第四十二条の五第五項」を削り、同条第七項を次のように改める。

7　第四十二条の四第十二項及び第十三項の規定は、第一項又は第二項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第十二項中「第一項、第三項、第六項及び第七項」とあるのは、「第四十二条の九第一項及び第二項」と読み替えるものとする。

第四十二条の九第八項中「法人税法及び地方法人税法」を「法人税法第六十七条」に、「法人税法第六十七条第一項」を「同条第一項」に、「連結納税の承認を取り消された場合の法人税額」を「沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除」に改め、「ほか、同法第二編第一章第三節の規定による申告又は還付の特例その他同法及び地方法人税法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める」を削り、同条第九項中「第七項」を「前項」に改め、「ほか、」の下に「第四項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章第三節の規定による申告又は還付の特例その他同法及び地方法人税法の規定の適用に関する事項その他」を加え、同項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9　第四十二条の六第十二項の規定は、第四項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第十二項中「及び第五項」とあるのは、「及び第四十二条の九第四項」と読み替えるものとする。

第四十二条の十第一項中「この項及び次項」を「この項」に、「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、「国家戦略特別区域（」の下に「以下この項及び」を、「おいて、当該」の下に「国家戦略特別区域に係る当該実施法人の事業実施計画（」を、「定める計画」の下に「をいう。以下この項及び次項において同じ。）」を加え、「次に掲げる減価償却資産」を「機械及び装置、器具及び備品（専ら開発研究（新たな製品の製造又は新たな技術の発明に係る試験研究として政令で定めるものをいう。）の用に供されるものとして財務省令で定めるものに限る。）、建物及びその附属設備並びに構築物」に、「当該計画」を「当該事業実施計画」に、「当該特定機械装置等の取得価額の百分の五十（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の二十五）に相当する」を「次の各号に掲げる特定機械装置等の区分に応じ当該各号に定める」に改め、同項各号を次のように改める。

一　平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間に取得又は製作若しくは建設をした特定機械装置等（平成三十一年三月三十一日以前に受けた特定事業の適切かつ確実な実施に関する確認として財務省令で定めるものに係る事業実施計画に同日において記載されている特定機械装置等を除く。）　その取得価額の百分の四十五（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の二十三）に相当する金額

二　前号に掲げる特定機械装置等以外の特定機械装置等　その取得価額の百分の五十（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の二十五）に相当する金額

第四十二条の十第二項中「その認定区域計画に定められた特定事業の実施に関する計画として財務省令で定める計画」を「当該国家戦略特別区域に係る当該実施法人の事業実施計画」に、「当該計画」を「当該事業実施計画」に、「の百分の十五（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の八）に相当する」を「に次の各号に掲げる特定機械装置等の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した」に改め、同項に次の各号を加える。

一　前項第一号に掲げる特定機械装置等　百分の十四（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の七）

二　前項第二号に掲げる特定機械装置等　百分の十五（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の八）

第四十二条の十第三項中「第一項第一号に掲げる減価償却資産で」を「特定機械装置等のうち、機械及び装置又は器具及び備品で、」に、「うち同号」を「うち第一項」に、「の同号」を「の同項」に、「同条第八項第九号」を「同号」に改め、同条第七項を次のように改める。

7　第四十二条の四第十二項及び第十三項の規定は、第二項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第十二項中「第一項、第三項、第六項及び第七項」とあるのは、「第四十二条の十第二項」と読み替えるものとする。

第四十二条の十一第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に、「係る同法」を「係る当該指定法人の同法」に改め、「定める計画」の下に「（以下この項及び次項において「指定法人事業実施計画」という。）」を加え、「次に掲げる減価償却資産」を「機械及び装置、器具及び備品（専ら開発研究（新たな製品の製造又は新たな技術の発明に係る試験研究として政令で定めるものをいう。）の用に供されるものとして財務省令で定めるものに限る。）、建物及びその附属設備並びに構築物」に、「当該計画」を「当該事業実施計画」に、「当該特定機械装置等の取得価額の百分の五十（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の二十五）に相当する」を「次の各号に掲げる特定機械装置等の区分に応じ当該各号に定める」に改め、同項各号を次のように改める。

一　平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間に取得又は製作若しくは建設をした特定機械装置等（平成三十一年三月三十一日以前に受けた特定事業の適切かつ確実な実施に関する確認として財務省令で定めるものに係る事業実施計画に同日において記載されている特定機械装置等を除く。）　その取得価額の百分の四十五（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の二十三）に相当する金額

二　前号に掲げる特定機械装置等以外の特定機械装置等　その取得価額の百分の五十（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の二十五）に相当する金額

第四十二条の十第二項中「その認定区域計画に定められた特定事業の実施に関する計画として財務省令で定める計画」を「当該国家戦略特別区域に係る当該実施法人の事業実施計画」に、「当該計画」を「当該事業実施計画」に、「の百分の十五（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の八）に相当する」を「に次の各号に掲げる特定機械装置等の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した」に改め、同項に次の各号を加える。

一　前項第一号に掲げる特定機械装置等　百分の十四（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の七）

二　前項第二号に掲げる特定機械装置等　百分の十五（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の八）

第四十二条の十第三項中「第一項第一号に掲げる減価償却資産で」を「特定機械装置等のうち、機械及び装置又は器具及び備品で、」に、「うち同号」を「うち第一項」に、「の同号」を「の同項」に、「同条第八項第九号」を「同号」に改め、同条第七項を次のように改める。

7　第四十二条の四第十二項及び第十三項の規定は、第二項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第十二項中「第一項、第三項、第六項及び第七項」とあるのは、「第四十二条の十第二項」と読み替えるものとする。

第四十二条の十一第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に、「係る同法」を「係る当該指定法人の同法」に改め、「定める計画」の下に「（以下この項及び次項において「指定法人事業実施計画」という。）」を加え、「次に掲げる減価償却資産」を「機械及び装置、器具及び備品（専ら開発研究（新たな製品の製造又は新たな技術の発明に係る試験研究として政令で定めるものをいう。）の用に供されるものとして財務省令で定めるものに限る。）、建物及びその附属設備並びに構築物」に、「当該計画」を「当該事業実施計画」に、「当該特定機械装置等の取得価額の百分の五十（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の二十五）に相当する」を「次の各号に掲げる特定機械装置等の区分に応じ当該各号に定める」に改め、同項各号を次のように改める。

一　平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間に取得又は製作若しくは建設をした特定機械装置等（平成三十一年三月三十一日以前に受けた特定事業の適切かつ確実な実施に関する確認として財務省令で定めるものに係る事業実施計画に同日において記載されている特定機械装置等を除く。）　その取得価額の百分の四十五（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の二十三）に相当する金額

二　前号に掲げる特定機械装置等以外の特定機械装置等　その取得価額の百分の五十（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の二十五）に相当する金額